# 座談会 「当期純利益(純損益)をめぐる 最近の議論」

特

1.	はじめに	9
2.	IASB における審議状況	9
3.		11
4.	OCI を使用する状況	15
<b>5</b> .	リサイクリング <u></u>	22
6.	測定基礎の選択	25
<b>7</b> .	意見発信の意義、困難さ	29
8.	 今後に向けて	32



奥左から川西安喜氏、小賀坂敦氏、紙谷孝雄氏 手前左から米山正樹氏、鶯地隆継氏、徳賀芳弘氏

IASB 理事

#うち たかつぐ **鶯地 隆継** 

京都大学経営管理大学院 教授

東京大学大学院 経済学研究科教授

よねやま まさき 米山 正樹

ASBJ ディレクター(総括担当)

ASBJ ディレクター(国際担当)

かみゃ たかお 新谷 孝雄

かわにし やすのぶ 川西 安喜

こがさかあつし (司会) ASBJ 副委員長 **小賀坂 敦** 

# 座談会 「当期純利益(純損益)をめぐる 最近の議論」

### はじめに

小賀坂 本日は、お忙しいところお集まりい ただきありがとうございます。国際会計基準審 議会(IASB)は、昨年7月にディスカッショ ン・ペーパー「財務報告に関する概念フレーム ワークの見直し」を公表し、現在、公開草案の 公表に向けた審議が行われています。そこで は、かねてから我が国として国際的に意見発信 を行っている当期純利益(純損益)に関する議 論がなされています。本日は、鶯地 IASB 理 事、京都大学の徳賀先生、東京大学の米山先生 をお招きして、純損益に関する審議状況につい て意見交換を行いたいと思います。

企業会計基準委員会(ASBJ)からは、IASB と米国財務会計基準審議会(FASB)のスタッ フも兼務し、IASB の概念フレームワーク・プ ロジェクトの担当スタッフである川西ディレク ター、2013年12月の会計基準アドバイザ リー・フォーラム (ASAF) 会議のアジェン ダ・ペーパーを草稿した紙谷ディレクターにも ご参加いただいています。

# IASB における審議状況

小賀坂 では、まず、IASB における概念フ レームワークの見直しプロジェクトの全体の状 況について、鶯地理事からご説明いただけます でしょうか。

鶯 地 概念フレームワーク・プロジェクト ですが、昨年の7月にディスカッション・ペー パーを公表し、今年の1月14日にコメント期 間を締め切りました。いただいたコメントは 221 通に上りまして、都合 140 のアウトリーチ のミーティングを行いました。公開のラウンド テーブルも、ロンドン、トロント、サンパウ ロ、東京と、全世界をカバーする形で行われて おります。それ以外にも、ASAF 会議におい て、それぞれのテーマについてご議論いただい たという状況です。

現在、いただいた意見を反映しながら、ディ スカッション・ペーパーで公表した内容を一部 修正して、公開草案の公表に向けて準備をして いるところです。うまくいけば、年内に議論は 終了して、来年の第1四半期、できれば早い段 階で公開しようと考えております。

まず純損益とその他の包括利益(以下 「OCI」という。)に関する議論以外について説 明すると、ディスカッション・ペーパーから大 きく変更となっている点がいくつかあります。 1点目としては、概念フレームワークの目的と して IASB だけでなく、作成者等の関係者が IFRS を理解するために役立つものを目指すこ とにしました。

次に、財務諸表の構成要素にかかわる部分で すが、特にその中で、私自身は比較的大きな変 更ではないかと思いますが、資産の定義につき まして、資産は権利の東であるということを強 調しています。例えば、固定資産であれば、固 定資産を使用する権利や売却する権利、あるい は担保に入れる権利といった様々な権利があり ます。この権利を1つ1つ取り扱うこともあれ ば、その束をまとめて1つの資産として表示す ることもあり得るという考え方をとってはどう かとしています。言ってみれば、資産の中の構 成要素を強調するという方向です。

続きまして構成要素についてです。純損益を 構成要素とするかどうかというのは日本にとっ て最大の関心事ではあるのですけれども、この 点については、次の公開草案ではおそらく純損 益を定義するという形にはせずに、やはり収益 と費用という言い方をして、収益と費用は資産



IASB 理事 鶯地 隆継氏

と負債の増減により算出されるという構成要素 のたてつけは変わらないということになると思 います。ただ、これはB/Sを重視するという 意味ではなくて、あくまで構成要素としてたて つけるのであれば、やはり資産、負債を定義し てその増減により収益と費用を差額として計算 するという形が一番効率的ということです。で すので、資産が P/L より大事であるというこ とを言っているわけではありません。P/Lの 観点から、こういう P/L を算出したいので資 産の測定方法を決めることもあり得るというこ となので、概念フレームワークの構成要素の仕 組みだけをもって、B/S 重視だということで はないわけです。この点は、日本の関係者の方 にしっかりご理解いただきたいと思います。

もう1つは、負債に関しましてディスカッ ション・ペーパーでは3つの案を出しておりま したが、現時点の暫定決定では、推定的債務と いうのはあり得るだろうとしています。推定的 債務に関してどういう表現をするかというと、 義務を履行しなければいけないということにつ いて現実的に避ける能力があるかどうかとして います。このあたりは、もしかすると実際の会 計基準に直接的に影響してくるような内容であ るかと思います。

さらに重要な問題点としては、資本と負債の 区分があります。資本と負債の定義に関しては 従来の考え方から変わっていませんで、負債の 定義をした結果、その残余が資本であるという 考え方をとっています。ただし、資本と負債の 区分というのは、概念上、非常に難しく、特に 資本性金融商品については難しい議論がありま す。そのため、別途、FICE プロジェクトとい うリサーチ・プロジェクトを開始しています。 このリサーチ・プロジェクトにおける議論に よっては、やはり負債の定義を少し変えて、資 本と負債の境界線を少し変えたほうが良いので はないかという議論は、もしかすると公開草案



を出した後、起こってくる可能性があるかなと 思っています。

あと重要なのが開示に関して概念的にどう整 理するかということですが、概念フレームワー クにおいて開示についていろいろ進めていくと いうのはなかなか難しかろうということで、こ れはリサーチ・プロジェクトと並行して行うと いうことになっています。リサーチ・プロジェ クトでは、開示の原則は何か、コミュニケー ションの原則は何かということを議論していく ので、開示に関してはどちらかというとリサー チのプロジェクトを中心に行っていくというこ とになります。

最後に、今回の概念フレームワークのプロ ジェクトにおいては現在の概念フレームワーク の第1章及び第3章については対象外にすると いうことだったのですが、関係者から、第1章 及び第3章の見直しが必要だという声がたくさ ん聞かれました。そのため、受託責任(stewardship) 及び慎重性 (prudence) について見 直しました。

まず受託責任についてですが、実は現在の概 念フレームワークにおいても受託責任の考え方 は含まれているのですが、経営者がいかに企業 の資源を効率的かつ効果的に利用するかという 表現が使われています。これは、受託責任とい う言葉が国によっていろいろ違う意味で使われ てしまっているため、混乱が生じることを懸念 して、あえてその表現を避けたのですが、各国 から来た意見としては、やはり一言で受託責任 とあらわしたほうがわかりやすいということな ので、この言葉をもう一度使ってはどうかとい うことです。

もう1つ、ある意味かなり重要な話は、慎重 性についてです。慎重性という言葉は、現在の 概念フレームワークにはございません。これ は、中立性に反することが考えられたためで す。ただ、慎重性というのは必ずしも否定され

ているわけではなくて、実際の会計基準では明 らかに慎重性だけを理由としているものはたく さんあるわけで、その文脈における慎重性とい うのは当然必要だと思います。この点、慎重性 というのは保守的 (conservative) とは違っ て、資産又は収益が過大表示されず、負債又は 費用が過少表示されないようするため、不確実 性がある状況において、判断を行う際に懐疑心 を働かせるものであるという説明を行うことに より、慎重性を復活させることが暫定決定され ています。

# 純損益の位置づけ

小賀坂 鶯地理事ありがとうございます。今 お話しいただきましたように、今回の IASB の 概念フレームワークの見直しプロジェクトの論 点は多岐にわたりますが、本日は、純損益と OCIについて深掘りして議論を行いたいと思 います。

まず純損益の位置づけについて議論をしたい と思います。この点について、IASB ボード会 議における暫定決定及びその背景について、川 西ディレクターからご説明いただけますでしょ うか。

川 西 これまでの暫定合意では、純損益を 「その期間の企業の業績に関する主要な情報源」 であると説明した上で、合計又は小計として要 求するということになっています。ここで合計 又は小計という表現を使うのは、いわゆる1計 算書方式を採用する場合には小計として表示 し、いわゆる2計算書方式を採用する場合には 合計として表示することが想定されています。

過去の純損益に関する IASB の審議において は、いわゆる1計算書方式に一本化した上で、 ボトムラインを包括利益とし、その上で、純損 益の表示やリサイクリングは廃止をするといっ

た考え方が示され、比較的多数の理事によって 支持されていたということがあったかと思いま す。現在の理事の多くは、そのように考えてい ないようであり、IASBのフーガーホースト議 長も、過去の IASBの考え方からの大きな方針 転換であるということを明言されています。

純損益の定義については、純損益に含める項目と、OCIに含める項目を明確に識別する特性を特定できないという考えから、直接、定義をすることはせず、レリバンスの観点から判断すると述べるにとどめることとされています。また、純損益を財務諸表の構成要素とは考えておらず、あくまで収益及び費用の表示の問題であるという整理がされています。

小賀坂 ありがとうございます。それでは、この暫定決定に対する ASBJ の考えを、紙谷 ディレクターからご説明いただけますでしょうか。

紙 谷 今、川西ディレクターからご説明のあった暫定決定に関して、純損益を当該期間の企業の業績に関する主要な情報源としている点につきましては、以前、IASBにおいて純損益は不要ではないかという議論があったことを思いますと評価しています。しかしながら、純損益を構成要素としていない点と定義を行っていないという点に関しては、賛成していません。

まず、構成要素に関しては、我々としては財務報告の目的に照らしたところで構成要素を決定すべきと考えております。ここで企業の財務業績を報告するという観点においては純損益が最もレリバンスが高い情報を提供すると考えておりますので、純損益を財務諸表の構成要素として取り扱うべきと考えております。この点、IASBは純損益を構成要素とせずに表示や開示の問題として捉えようとしていますが、それは適切ではないと考えています。

次に、純損益の定義についてですが、IASB

は純損益について堅牢な定義を行うことができないとの理由から定義を行っていませんが、我々としては、純損益を定義すべきだと考えており、その活動の一環として ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーにおいて純損益の定義を提案しました。

**小賀坂** ありがとうございます。それでは、 今、川西ディレクターと紙谷ディレクターから 説明がありました純損益の位置づけについて、 徳賀先生、米山先生、鶯地理事からコメントを いただきたいと思います。まず、徳賀先生から お願いできますでしょうか。

徳 賀 まず、通常、専門用語を定義なしに 用いることはないと思います。特に会計上の認 識・測定に関する概念は優れて理論負荷的かつ 概念負荷的ですので、定義が明確でなければ異 なる認識主体の間で認識・測定を共有すること は非常に困難でしょう。明確な定義がないとい うことは、純利益という用語を使う者がどのよ うに解釈して使ってもよいということを意味し ます。

もう少し具体的に言いますと、会計実践で使 う用語の定義ですから、内包的な定義のみなら ず、操作的な定義もしなければならないと思い



京都大学経営管理大学院教授 徳賀 芳弘氏



ます。内包的な定義というのは、当該用語が適 用される事物が共通に有する性格を言語で表現 したものです。例えば、ASBJの純利益の定義 では、「ある期間における特定企業の事業活動 に関する不可逆的な成果についての包括的測定 値 | と規定していますが、このような定義が内 包的定義です。他方、操作的定義としては、例 えば、「ある期間における特定企業の不可逆的 な期間収益から当該収益を生み出すのに貢献し た費用を差し引いた金額 | (これは ASBJ の定 義とは異なることに注意してください)という ように、何に何を足して何を引いた結果とか、 何に何を掛けて何で割るといったことを示した ものです。

会計利益は、歴史的に見ても差額概念(操作 的定義) ですから、営業利益であっても、経常 利益であっても、純利益であっても、包括利益 であっても、いずれも差額として操作的に説明 され得るはずです。したがって、本来は、内包 的定義と操作的定義の両方が必要ですが、内包 的定義について合意が得られない場合でも、最 低限、操作的定義のみを示すことは可能です。 純利益を算定するためのある特定の収益と特定 の費用ということが明確に定義できれば、その 差額として純利益を操作的に定義することがで きると思います。

もう1つは、紙谷ディレクターが言われてい たように、純利益に構成要素としての地位を与 えるにはどうすればよいかという問題ですが、 包括利益計算の途中経過としてではなくて、損 益計算書におけるフロー計算という視点から考 えられる業績は純利益であると示すべきと思い ます。他方、財政状態計算書におけるストック 計算の視点から考えられる業績は包括利益であ るということになります。このように、純利益 に、包括利益計算の途中経過ではない独立した 意義を与えてやらないと、構成要素としての地 位を得ることはできないと考えています。

小賀坂 ありがとうございます。続いて、米 山先生、お願いいたします。

米 山 私も、徳賀先生と同様に、IASB が 純損益を定義していないことについて簡単にコ メントさせていただきます。

昨年7月に公表された IASB のディスカッ ション・ペーパーでは、純損益を直接定義する ことに代えて、OCIを厳密に定義することに 焦点が当てられていたと理解しております。そ の後の審議におきましても、この基本方針は変 化していないと理解しております。後ほど、改 めて詳しくお話ししますが、OCIに含まれる 項目の特定化という「迂回」を通じて純損益の 性質を明らかにしようとする試みは、残念なが らいくつかの問題点を抱えているように思いま す。それゆえ、たとえ困難であっても、純損益 を定義するための試み、あるいは純損益に固有 の特性を直接記述するための試みは引き続き検 討に値すると考えております。

純損益を定義しない、あるいは定義できない 理由に関する IASB のこれまでの議論には、純 損益がなぜ必要とされているのか、純損益の情 報が投資家らの意思決定とどう関わっているの かという、最も根本的な点に関するコンセンサ



東京大学大学院経済学研究科教授

米山 正樹氏

スが欠けているように思います。純損益が必要とされる理由に関する議論は、「市場関係者がそれを求めているから」という次元にとどまっており、なぜそれを市場関係者が求めているのか、という点はほとんど顧みられていない、というのが私の印象です。この点をもう少し深く考察し、ある程度のコンセンサスを得ることができれば、純損益の定義に関して新たな視野が開けてくるのではないかと考えております。

**小賀坂** ありがとうございます。それでは、 鶯地理事、コメントをお願いします。

\*地 確かに純損益の定義はしていないのですけれども、今回は定義をすべきかどうかについて相当突っ込んだ議論をしています。もちろん純損益の定義ができたら、構成要素としているいろな意味でOCIとの区別もしやすいですし、業績が何なのかとか、いろいろな基準でも役に立つであろうということは理解しています。その上で、ASBJのアイデアを伺ったり、ASAF会議などで、どのように定義できるのか議論しております。ただ、やはりなかなか純損益を定義するのは難しいというのが現状です。別に定義することを拒んでいるというわけではないので、良い定義のアイデアがあれば、ぜひ公開草案の段階で提出していただければ良いかなと思います。

ただ、ASBJの定義するように不可逆というような形で定義をしたときに、例えば減損は本当に不可逆なのかというような問題もあります。減損した後に売却したら減損したものよりも高い金額で売れる場合もあるわけですし、何をもって不可逆と言うのかとか、いろいろな矛盾点が逆に出てくる可能性があると思います。こういった議論はあまりしていないのですけれども、やはり定義をして一時的にはよかったとしても、どんどん掘り下げていくと、逆にそれが縛りになってしまって、むしろいろいろな意味で不都合なところが出てくるのではないかと

考えます。また、実現というような概念でいえ ば操作性もかなり高くなるわけで、株の売却益 で当期の利益を操作するということも可能にな るため、そういったことがやはりいろいろ難し いのではないかということです。

さはさりながら、純利益が一番大事であるということについてほとんどの理事は異論がないと思います。いかに純利益が役に立ち、投資家が投資判断をするのに有用な指標となるかが会計基準の一番重要なポイントであるというのは、先ほど川西ディレクターからご説明があった今回の概念フレームワークの公開草案を見ていただければ、よくおわかりいただけるのではないかと思います。

純利益を企業の業績に関する主要な情報源として記述することは先ほど説明していただきましたが、それに加えて「純損益は、当該期間中に経済的資源に対して企業が生み出したリターンを描写し、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つ情報を提供する」という言い方をしています。これは、要するに純損益というのは、報告期間においてどれだけの業績を上げたかを見るための指標なのだということかと思います。

暫定決定では、概念フレームワークの中でメカニカルに不可逆と言ってしまうような制限はかけずに、投資家が見て、業績として一番適切だろうと判断できるものを目指すという言い方をしています。ですから、ある意味かなりジャッジメンタルにならざるを得ないのですけれども、それでも純損益は一番大事であって、期間の成果を見るものなのだというところまで踏み込んで言っていますので、この考え方に基づいていろいろな会計基準の開発はできるのではないかというレベルまでは来ていると思います。そういう意味では、日本が主張されていることに応えているのではないかと私は思っております。



小賀坂 ありがとうございます。川西ディレ クターにお伺いしますが、純損益の議論につい て、FASBとしてはこの問題について、どう取 り組まれてきたかということについて、お話し いただけますでしょうか。

川 西 現行の FASB の概念フレームワー クでは、earnings という、純損益に非常に近 い概念と包括利益とが定義されています。この うち、包括利益は財務諸表の構成要素の1つに なっていますが、earnings は財務諸表の構成 要素になっていません。

先ほど少しお話がありましたけれども、 FASB は概念のフレームワークの見直しに当た り、第1章と第3章をIASBと共同で開発しま したが、今、IASB の概念フレームワーク・プ ロジェクトは IASB 単独で走っています。 FASB でも独自に概念フレームワークを見直そ うという話がありますが、まだ始まったばかり です。財務諸表の表示のあり方を検討する中 で、純損益についても議論される可能性がある と思いますが、まだ具体的に進んでいません。

小賀坂 ありがとうございます。歴史的に は、純損益について、実現や、今、お話しいた だいたように FASB では earnings という言葉 で説明されてきましたが、一般の方々は、なぜ そういった用語で定義してはいけないのかと疑 問を持たれるように思います。先ほど鶯地理事 からは、実現という言葉については操作性が高 いのではないか、また、利益操作が行われてし まうのではないかというようなご懸念がありま したが、実現や earnings という言葉では不都 合があるのかという点について、徳賀先生、米 山先生、お話しいただけるとありがたいです。

徳 賀 実現の時点を決める際に非常に大き な解釈の余地があるということ、そのためそれ が利益操作 (earnings management) に利用 され、それを規制するために、米国では取引ご とに実現時点を決定するための細則が膨大なも

のとなったことでしょうか。英国でも同様の実 現時点の会計操作 (creative accounting) が問 題となったと記憶しています。この問題を我々 が何らかの形で解決できるのであれば、実現利 益概念を用いることを主張すると言ってよいと 思いますが、この問題の解決は難しいと思いま す。

実現や earnings 概念の否定以外に、「リスク からの開放しという、以前、日本の概念フレー ムワークで用いている概念が受け入れられな かった理由を知りませんが、もしその否定にも 説得的な理由があるのであれば、それら以外に 我々は何か考えなければならないと思います。

**小賀坂** 米山先生からもお話しいただけます でしょうか。

米 山 非常に難しいご質問です。実現とい う概念を用いている限り、「原理的に」純損益 を定義できない、ということはありません。実 現という概念が敬遠されているのは、既にそれ が多義的に用いられており、語法の統一を図る のが困難と考えられているためなのでしょう。 そうであれば、むしろ同床異夢の事態を脱する ために、新しい言葉を用いて、どこで一致点が 図られるのかを考えていったほうがよいという のが、市場関係者の多くの声ではないかと推察 しております。

# OCI を使用する状況

小賀坂 ありがとうございます。それでは、 続いて OCI を使用する状況に移りたいと思い ます。

純損益を明確に定義しない中で、OCIを使 用する状況について、現在の IASB の暫定決定 及びその背景について、川西ディレクターから ご説明いただけますでしょうか。

川 西 これまでの暫定決定では、すべての

収益及び費用項目は純損益に含めるとの反証可 能な仮定を置くこととされています。すなわ ち、IASB が特定の会計基準を開発する段階 で、収益又は費用項目の全部又は一部を OCI に含めることが純損益のレリバンスを高めると 結論づけた場合には、この反証可能な仮定を覆 すことができるとされています。反証可能な場 合の例として、貸借対照表上のある資産又は負 債の測定に特定の測定基礎を用いることが適切 である状況において、純損益の算定上は別の測 定基礎を用いることが適切であるような場合が 挙げられています。このような場合には、貸借 対照表上の資産又は負債の変動額と、純損益の 算定に用いられる金額との差額が OCI に含め て報告されるということになります。なお、貸 借対照表上の資産又は負債の測定に取得原価に 基づく測定値が用いられている場合には、この 反証ができないこととされています。

**小賀坂** ありがとうございます。この暫定決 定に対する ASBJ の考えを、紙谷ディレクター からお願いいたします。

紙 谷 原則として収益、費用項目を純損益とするということを突き詰めてしまうと、OCIを廃止又は最小化するという方向に行き過ぎることを懸念しています。すなわち、包括利益イコール純損益となることがむしろ良いという方向になることを懸念しています。

我々としては、企業の財政状態の報告の観点と、企業の財務業績の報告の観点から測定基礎を使い分けた結果、包括利益と純利益がそれぞれ算出され、それをつなぐ連結環として OCI が使用されると考えています。このように測定基礎を財務業績と財務報告の観点から使い分けることが重要だと考えておりますので、必ずしも OCI が多く使われるとは考えていないものの、OCI の使用を最小化すること自体が目的になるべきでないと思っています。

また、暫定決定では2つの測定値を使う場合



ASBJ ディレクター(総括担当) 紙谷 孝雄氏

に OCI が使用されるとされていますが、この 点は IASB の見解に同意しています。ただ、こ の 2 つの測定値を使う以外の状況で OCI がど う使われるかについては、十分に特定されてい ないと思っています。我々としては 2 つの測定 値を使う以外の状況で OCI が使用される状況 をより詳細に特定していく必要があると思って いるところです。

**小賀坂** この OCI を使用する状況について、 まず徳賀先生、コメントいただけますでしょう か。

徳 賀 紙谷ディレクターが心配されている、純利益の包括利益化という方向でのOCI問題の解決を避けるためには、やはり、純利益概念の内包的かつ操作的定義を明確に示すこと、あるいは難しいかもしれませんが、包括利益の純利益化を主張することだと思います。後者が難しい限り、OCIの定義も必要です。

基本的には、説明があったように、財政状態計算書と損益計算書との測定属性が異なるための両者のブリッジという案に賛成です。その他の様々な OCI 項目に関しては開示で補うことができるのではないでしょうか。

**小賀坂** 米山先生、いかがでしょうか。



米 山 この問題については、2つの局面に 分けてコメントさせていただきます。

第1のコメントは、ある項目を OCI に含め るかどうかをレリバンスの観点から判断すると いう決定に関するものです。私ども学界関係者 の観点からすれば、限定的な情報しか与えられ ていない状況においては、ある項目がレリバン トかどうかの判断は非常に困難です。レリバン スの存否を論じるためには、厳密には、利益情 報を必要としている投資家らがどのような観点 から意思決定を行うのか、また、彼らがどのよ うな情報を既に得ているのかといった様々な事 実が与えられなければなりません。

にもかかわらず、十分な情報を欠いたままで レリバンスの存否や程度に関する評価が基準開 発の段階で求められる場合、そこでは恣意的な 判断が行われてしまうおそれが残ります。

また、IASB がレリバンスの存否や程度を評 価する場合、暗黙のうちに、OCIに属する特 定項目に固有のレリバンスだけに関心が寄せら れていることと思いますが、実際には、ある項 目を OCI に含めるかどうかの影響は、純損益 の性質などにも及びます。ある項目に関する会 計処理の変化がレリバンスに及ぼす影響は、そ の項目にとどまらず、利益計算のシステム全体 にも及ぶわけです。レリバンスの観点から会計 処理を検討する場合、システム全体に及ぶ影響 をも考慮しなければならないはずですが、これ まで公表されてきた IASB の関連資料ではこの 問題が意識されていないように思います。この 点にも懸念を抱いております。

最後に、より根源的な問いかけとなります が、OCI項目の取扱いをもっぱらレリバンス の観点から判断してよいかということも検討に 値すると思います。レリバンスの存否や程度が 基準開発に際して考慮すべき重要な事項である ことは言うまでもありません。ただ、それが基 準の適否を判断するための唯一の尺度である保 証もありません。「レリバンスの重視」は IASB が改訂済みの概念フレームワークで表明 しているスタンスですから、これが急に変化す るとは思えませんが、OCIの範囲に係る論争 は、そうしたスタンスを再検討する必要を示唆 しているように思います。

続く第2のコメントは、純損益を直接定義す ることに代え、OCI に含めるべき項目の特定 化を通じて純損益を間接的に定義づけようとす る IASB の試みに関わるものです。純損益と OCIとの区分に係るこれまでの基準開発は、 純損益のほうが主要な業績指標として市場関係 者に尊重されてきたことを示唆しています。そ うであれば、OCIに含まれる項目の明確化を 図ることの最終的な目標は「OCI自体の積極 的な意味づけ」ではなく、「OCIに含まれない 項目としての純損益の意味づけ」となります。 IASB がそのような視点に立った明確な方針を 持っていれば、OCI項目に焦点を当てた分析 から何らかの有意義な含意が引き出せるかもし れません。

しかし昨年7月に公表されたディスカッショ ン・ペーパーにおいて IASB から示された提案 は、OCIに含まれる項目に共通の特性を探り、 その共通特性に基づき「OCIを用いるべきケー ス | を少数のグループに限ることにとどまって います。OCIに含める項目を「特定の要件を 充足したもの」に限定した結果、純損益にどの ような性質が与えられるのか、またそこで付与 された性質が投資家の意思決定にどのような形 で資すると考えられているのか、などの点につ いての明確な提案はなされていないように思い ます。こうした考察を欠いた状況では、たとえ OCI 項目の特定化を試みたとしても、根本的 な問題解決は図られていません。

この点を明らかにするため、IASBの「OCI 項目が満たすべき要件 | を充足しない新たな項 目が、仮に新たな経済取引から生じた場合を考

えます。形式的な議論からすれば、この項目は「OCIに含めるべきではない」ことになります。しかし既存の要件がこの新たな取引の存在を念頭に置かずに設けられたことに鑑みると、「既存の要件を充足しないこと」が「OCIに含めるべきでない」という判断と結びつかないケースも想定できます。この「新たな取引」への対応を決めるためには、「なぜ特定の要件が求められるのか、それは純損益やOCIにどのような性質を付与することを期待して設けられたものなのか」を明らかにしておく必要がありますが、IASB はいまのところこうした考察を欠いているように思います。

**小賀坂** ありがとうございます。鶯地理事、 いかがでしょうか。

**鶯 地** OCI は "Other Comprehensive Income"ですから、まさに「その他の」包括利益です。その他の包括利益を決めた残りが、「その他」として純利益だというと、お互い「その他」になって見合っているわけなので、「その他」と「その他」で自己撞着というのはご指摘のとおりだと思います。だから、道理からいえば、Other Comprehensive Income という以上は純利益があって、その純利益に当てはまらないものが「その他」なのだという位置づけでないとおかしいのです。

IASB はこの点を完全に理解をしていて、暫定決定ではディスカッション・ペーパーから踏み込んでいます。今、米山先生がディスカッション・ペーパーに基づいておっしゃっていましたが、その後、話が変わっておりまして、現在は、川西ディレクターからご説明あったように、反証可能な仮定という言い方をしています。反証可能な仮定ということは、デフォルトは純損益なのだということを言っていて、包括的(all inclusive)ですべてのものが純損益に入るということが大前提だとしています。ですから、クリーン・サープラスという言葉は使っ

ていませんけれども、基本的にすべてのものは 最終的に純利益を通して財務諸表に反映させる べきなのだという考え方です。

その上で、クリーン・サープラスといったときには時間軸の問題があって、最終的には純損益になるのだけれども、その期間の損益としては不適切なのではないかというものについては、反証可能な仮定という形で OCI に一時避難をしましょう、というのが今回のたてつけです。こういうたてつけに持っていく過程においては、当然、ASBJの意見というのはかなり斟酌されています。紙谷ディレクターにもリポートしていただきましたし、ASAF 会議でも議論した上で反証可能な仮定にしたということなので、そういう意味では、たてつけとしてかなり考えてつくったつもりです。

では、そのたてつけとして反証可能な仮定になるときに何をキーにするかというと、やはり最終的にはレリバンスにならざるを得ない。すなわち、当期の損益としてレリバンスがあるかないか。レリバンスがなければ、当期として純損益に入れるのはやはりまずいのではないか。レリバンスが出たタイミングでリサイクルをする。ですから、OCIに入れる、入れないも、当然、前提としては入れないのがベストです。入れたのならば、必ずリサイクルするというのがデフォルトになっています。できないのであれば、それは証明しなければいけないということになっているので、IASBにかかる説明責任のハードルは相当高いわけです。

それから、ディスカッション・ペーパーであったように、3つの項目に当てはまったらOCIを使ってよいということではなくて、原則としてはOCIを使ってはだめで、使うのだったらきちんとそれを証明しなさいというハードルになっています。そういう意味では、実は日本が主張していることを、純損益を定義していない形で達成しようとしているのに近い



のではないかと私は思っております。

小賀坂 ありがとうございます。今、鶯地理 事にご説明いただいたところがまさに争点に なっていると理解しています。鶯地理事から包 括的(all inclusive)という表現がありました。 我々が提案している定義でも包括的 (all inclusive) ということを純損益の定義の中に入れて いますが、鶯地理事がおっしゃったように時間 軸との関連で、会社が設立されて解散するまで の通算期間において、必ず純損益に1回は計上 されなければならないという意味で、包括的 (all inclusive) という言葉を使っています。

鶯地理事のご説明の中にもあったのですけれ ども、IASBの議論を聞いていますと、通算期 間において純損益に計上されるということより も、各期において起こったことを各期において すべて包括的 (all inclusive) に純損益に計上 するということを原則にしているようにも聞こ えます。同じ包括的 (all inclusive) という言 葉を使っているのですけれども、中身は違うの ではないかと思っていますが、その点について はいかがでしょうか。

**鶯 地** ご指摘のとおりです。今のところ、 縦軸と横軸に分けて、あくまで単一の期間の中 で発生したものを包括的 (all inclusive) で見 るという議論になっていると思います。それを さらに横に広げて複数の期間、つまり全期間で どうかという時間軸での議論は、クリーン・ サープラスのような議論をしていない関係で、 まだ十分にできていないのかなと思っていま す。これは、私も IASB のボード会議で議論を したときに、期間のレリバンスについて、1つ の期間にレリバンスが必ずしもあるわけではな いという話をしました。例えば年金の数理差異 については、年金の数理差異が発生した年度に レリバンスがあるかというと、おそらくないだ ろうと思います。なぜならば、年金というのは 従業員が退職するまでに支払う長期の債務です ので、確定給付制度負債や制度資産の変動によ る数理差異が、発生した当期にレリバンスがあ るかといったら、レリバンスはないのではない かということで OCI を使用しているというこ とかと思います。

では、OCIを使用したのは良いのだけれど も、未来永劫、レリバンスがないのかという と、私はそんなことは考えていません。少なく とも従業員が勤務している期間という意味では レリバンスがあるわけですから、複数期間に関 してみればレリバンスがあるのではないかと考 えています。ということであれば、リサイクル のメカニズムというのは、残存勤務年数での償 却が良いのかというのは、別途、会計基準レベ ルで議論すればよいですけれども、少なくとも 残存勤務期間に関してレリバンスがあるという ことはいえるのではないかという議論があると 思うのです。ただ、そのような議論は、あまり できていないのです。

今後、OCIのリサイクルについて議論した ときに、時間軸を横軸にとってどの時点でレリ バンスがあるかという議論をきちんとしないと いけないと考えています。そうすると、リサイ クルのメカニズムもおのずと決まってくるで しょうし、ほんとうにリサイクルできないもの と、できるものとが決まってくるのかなと思い ます。また、実現とは何かということも、何と なく間接的に見えてくるのかなと期待していま す。

小賀坂 ありがとうございます。米山先生か らレリバンスは重要な要素ではあるのだけれど も、それを最上位とすべきではないのではない かというお話がありました。

現在の概念フレームワークの第1章及び第3 章において、レリバンスを重視していると思い ます。この点、IASB、FASBの両ボードの概 念プロジェクトにかかわられた川西ディレク ターから、米山先生のご発言に対して、両ボー

ドがどのように考えてきたのかについて、コメントいただければと思います。

川 西 歴史的に見れば、会計基準設定のプロセスにおいて、財務諸表の作成者の声が非常に大きかったということがあり、財務諸表の利用者の意見もしっかり吸い上げる必要があることを強調するためにレリバンスの考え方を明示することになったということがあるかと思います。個々の財務諸表の利用者のニーズは必ずしも同じではありませんが、概念フレームワークはその点を認識していて、財務諸表の利用者が必要とするすべての情報を提供することはできないということ、それから、会計基準設定主体は主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指すことが述べられています。

概念フレームワークのはじめの方でレリバンスについて述べられていて、続く章において、レリバンスが意味するところを、より具体的に説明するのがあるべき姿だと思いますが、いろいろなところで、レリバンスは会計基準レベルで考えるとして、意思決定を先延ばししています。前に米山先生からディスカッション・ペーパーにレリバンスという言葉が何度も出てくる



ASBJ ディレクター(国際担当) 川西 安喜氏

ということをご指摘いただきました。ご指摘の とおりレリバンスという1つの言葉に頼り過ぎ ているかもしれないと、私も感じることがあり ます。

小賀坂 レリバンスというキーワードは、非常に使いやすいので、我々も論理構成するときに多用していますが、レリバンスの解釈によっては、IASBの暫定決定の「レリバンスがない場合は OCI を使用する」という意味合いも、もしかしたら我々が想定しているものと異なる結果になる危険性をはらんでいるように思います。

ここまでいただいた中で、追加でコメントは 徳賀先生、ございますでしょうか。

徳 賀 レリバンスの意味は必ずしも明確で はなく、「有用性」と代替的に用いられている ようにもみえます。しかも、理論上の用語とし ての意味(目的適合性)で使われているのか、 実証研究上の用語としての意味([株価] 関連 性)で使われているのかによっても、その意味 は異なります。どのような意味で用いているか を明確にした上で使うべきと思います。さら に、私は、財務諸表本体情報の硬度(hardness or softness) を重視すべきだという考え方を 持っていますので、もっと測定値の信頼性を重 視してほしいと考えています。IASB の場合 は、残念ながら信頼性をやめて、忠実な表現に 変えてしまいましたが(信頼性の位置づけが後 退してしまいましたが)、それでも議論の端々 を見ると、信頼性について内容的に言及をされ ているので、概念フレームワークでも信頼性を 重要な概念として位置づけていただきたいで す。

**小賀坂** ありがとうございます。米山先生、 いかがでしょうか。

米 山 鶯地理事がせっかくいらっしゃるので、お尋ねしたいことがあります。IASB 理事のみなさまは、「平均的な投資家がどのような

意思決定モデルに依拠していると考えられるの か、また彼らがどのような市場環境に直面して いるのかしなどの事実認識に応じてある情報の レリバンスは変わってくるという見解を受け入 れておられるのでしょうか。IASB は基準の開 発に際し、しばしばレリバンスに言及していま すが、どのような意思決定モデルが暗黙の前提 となっているのかは外部者に見えないものです から、レリバンスの有無や程度に関する判断の 根拠を推察するのが困難なケースも少なくあり ません。基準開発に際しては、どのような投資 家像を想定しており、彼らはどのように利益情 報を活用しているのかなどについての、改訂済 みの「概念フレームワーク」よりも踏み込んだ 議論が必要であるように思いますが、理事のお 考えはいかがでしょうか。

鶯 地 その点は我々も全く同じことを考え ております。ですから、現在、投資家イニシア チブというか、投資家とのコミュニケーション をどんどん行っていこうとしています。投資家 が本当にレリバンスということをどう考えてい るのか、どういう意思決定をしているのかを理 解したいと思っています。これは単にアナリス トの意見だけ聞いてもだめでして、また IASB に意見をしてくるアナリストの意見だけを聞い ていても、ありがたいのですけれども、それだ けではだめだと思っています。やはり本当の投 **資の意思決定をしているバイサイドの人間、さ** らにその背後にいる投資家といった人たちが、 どこまでを財務諸表に求めて、どこまでを財務 諸表外に求めて、何をもってレリバンスとし て、何を主要な指標にしてやっているのかに関 して、投資家とのコミュニケーションをもっと 図っていこうとしています。これは、今日は ちょっと触れませんでしたけれども、長期投資 の問題ですとか、あるいは持続的な成長の問題 ですとか、あるいは財務諸表だけではなくて、 非財務情報の問題、あるいは、これは統合報告

とか、そういった話にもつながってくるかと思 います。

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)など もレポートをつくっていまして、投資家といっ ても均質的ではなく、まさに異質であって、債 券への投資家と株主、株式への投資家とで全く 行動が違うと思います。株式への投資家の中で も、hypothetical な株式への投資家と、current の株式への投資家でも全く違うというよ うな観点ですね。さらにほかにも、国税当局や 従業員といったその他の利害関係者もいるかと 思います。これは典型的な財務諸表の目的とい うところから来るわけですけれども、彼らも利 用者であると思います。

そういう均質的でない利用者の中で、川西 ディレクターがおっしゃっておりましたけれど も、いろいろなニーズの中でどこをストライク のポイントとしてレリバンスというのかをもう 少し詰めていかないことには議論ができないと 思っています。この点をもっと強化しなければ いけないという議論は、IASB の中で行ってい ます。

米 山 鶯地理事のお考えをお聞かせいただ き、ありがとうございました。投資家らが実際 に依拠している意思決定モデルを解明するため の手段として、聞き取り調査から一定の示唆を 期待し得るのはご指摘のとおりと思います。学 界関係者による研究成果の中には、利益情報に 対する投資家の行動を主題としたものも多数み られます。投資家らが依拠している意思決定モ デルなどの解明に関して理事の間でのコンセン サスを目指す際には、それらも参照していただ ければ幸いです。とはいえ、実証分析の解釈に はある種の「作法」が求められます。それを顧 みない「我田引水的な解釈」を避けていただけ れば幸いです。

鶯 地 おっしゃるとおりです。それもまさ に我々の課題でして、非常に重要なご指摘と

思っています。我々のほうでもう1つの軸として行っているのは、実証研究の成果などを幅広く受け入れ、いろいろなレベルのアカデミックの意見をとっていこうとしています。その間口を広げようということの1つの試みが、まさにこの間のオックスフォード大学で行ったリサーチ・フォーラムです。日本のアカデミックの方もどしだし意見を言っていただきたいと考えています。また、その実証研究で得られたデータというものを持ち込んでいただきたいと考えています。

徳 賀 ついでに、質問をさせていただいてもよろしいですか。IASBの概念フレームワークではFASBに比べると一般目的ということを強調されていますね。ということは、レリバンスは投資者の意思決定に限定されないのではないかと思います。つまり、利害関係者全体を考えた上での多目的レリバンスを判断しなければいけないということで、非常に難しい判断になっていると思いますが、いかがでしょうか。

**鶯 地** 今、言ったことと若干逆のお話にな りますけれども、概念フレームワークの第1章 及び第3章の見直しで強調しているのは、利害 関係者をあまりに広げて税務当局や経営者に ターゲットを当てると、やはりちょっとぼやけ る可能性があると思っています。ぼやける可能 性がある最大の理由は、まさに一般目的の財務 諸表のポイントでして、一般目的の財務諸表 は、財務諸表以外に企業に対して情報、企業の 情報に対してアクセスすることができない人に 対しての情報提供ということを最大の目的とし ているかと思います。一方、経営者、税務当局 などは財務諸表以外のところでアクセスできま す。そのような人たちが対象ではなくて、やは りアクセスができない人に対しての目的という ことになりますから、どちらかというと潜在的 株主、つまりこれからこの会社に投資しようか 悩んでいる人たちを一義的な対象として考えて

います。そのような人たちを対象とすることに よって、結果的にはほかの利害関係者のニーズ も満たすのではないかと考えているわけです。

先ほど、私がレリバンスということを言ったのは、利害関係者の中で、潜在的な株主という一番極端な人たちが財務諸表のどこを見ているのかを考えたいということが中心です。ここもいろいろな投資家があって、情報端末から出てきた純損益の上げ下げだけで投機的に投資している人たちと、そうではなくて何十年という形で長期投資をしている人たちとでやはり行動が違う。それから、やはり債権者という形で入り込んでいる人、あるいは会社を買収して自分の事業にしようと考えている人たち、そういう人たちでそれぞれニーズが違う。その中でのストライクポイントはどこかを見ようということです。

# 5 リサイクリング

小賀坂 次にリサイクリングについて議論を したいと思います。IASBの暫定決定及びその 背景について、川西ディレクターからご説明い ただきましょうか。

川 西 これまでの暫定合意では、すべてのOCI項目はリサイクリングするとの反証可能な仮定を置くこととされています。すなわち、IASBが特定の会計基準を開発する段階で、リサイクリングをすることによって純損益のレリバンスが損なわれると結論づけた場合には、反証可能な仮定を覆し、リサイクリングをしないようにすることができるとされています。反証可能な場合の例として、リサイクリングをするための明確な基礎がない場合が挙げられており、具体的には退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理が例として挙げられています。



小賀坂 この暫定決定に関する ASBJ の考 えを、紙谷ディレクターからお願いします。

紙 谷 この IASB の暫定決定で、原則とし てリサイクリングするという点については高く 評価しています。しかし、ある期間における純 損益のレリバンスが損なわれる場合にはリサイ クリングしないとされており、リサイクリング しない状況が想定されていることに関して懸念 しております。我々としては、先ほども申し上 げているとおり、財政状態、財務業績の観点か ら2つの測定値を使い分け、その結果、OCI が使用される場合には、関連する資産、負債の 認識が中止される等の状況では、メカニズムと して当然にリサイクリングされると考えており ます。そのため、リサイクリングされない項目 というのは存在しないと考えています。

IASBは、リサイクリングすることにより、 ある期間における当期純損益のレリバンスが損 なわれる例として、リサイクリングを行う基礎 がないという場合を挙げていますが、これは確 定給付負債の再測定を念頭に置いていると思い ます。確かに、確定給付負債の再測定のリサイ クリングはどのような基礎に基づいて行うのが 良いかについては、難しい議論かと理解してい ますが、基礎を見つけるのが難しいからリサイ クリングしなくてよいということにはならない と考えており、我々としては、リサイクリング を行うことを所与した上でどのような基礎がよ いかといった方向で議論すべきと考えていま す。

このノンリサイクリング処理については、今 般7月に公開草案を公表した修正国際基準 (JMIS) の公開草案の開発においても広範な議 論をしました。その中では、純損益の有用性を 保つことを含む我が国における会計基準に関す る基本的な考え方に照らして考えた場合、ノン リサイクリング処理については受け入れがたい として「削除又は修正」を提案しています。先 ほどの確定給付負債の再測定については、平均 残存勤務年数で償却することを提案していま す。

小賀坂 IASB の暫定決定においてリサイク リングを原則とするとされていることは、今、 紙谷ディレクターが説明しましたように我々も 歓迎するところですが、ほとんどの項目が OCI に計上されずに純損益に計上されるので あれば、すべての項目がリサイクリングされて も、我々が意図することとは違うということに なってしまいます。そのため、純損益の定義に ついて IASB に主張しているところでありま す。

これらの点について、コメントいただけます でしょうか。まず、徳賀先生からお願いしま す。

徳 賀 リサイクリングの原則と OCI 項目 の減少が純利益の質的変化(包括利益化)とい う形で実現させられるという問題への直接的な 回答は、「だから純利益の内包的定義と操作的 定義が明確に示されなければならない」という ことでしょう。純利益の定義が明確でなけれ ば、「純利益が包括利益に近づけられており、 本来の意義が失われている」という反論ができ ませんので。

ただ、リサイクリングに関しては、原則では あるが不可欠ではないという考え方もできま す。純利益の必要性を主張する場合に、2つ考 え方があると思います。1つは、理論的な形式 を強調する立場で、純利益が恒久利益の代理変 数として企業価値推定に役立つためには、所有 者持分との間で、クリーン・サープラス関係が 維持されていることが条件となるので、リサイ クリングは不可欠という考え方です。もう1つ は実質的な機能を強調する立場で、純利益の企 業価値推定情報としての価値を維持するために は、原則としてリサイクリングを必要としてい るけれども、リサイクリングすることによって

測定値の硬度の非常に低いものが純利益に入ってくるような例外的な状況では、それがノイズとなって純利益の硬度、及び/又は情報価値を下げてしまうので、そのような場合には必ずしもリサイクリングしなくてもよいという考え方です。

小賀坂 米山先生、お願いします。

**米** 山 既にご指摘いただいた内容と重複してしまいますので、手短にコメントさせていただきます。

ASBJ が公表したペーパーに関する議論を先取りすることになるかもしれませんが、例外なきリサイクリングは、利益に求められる性質のうちの包括性 (all inclusiveness) と密接に関わっています。ここでいう包括性は、先ほどの小賀坂副委員長の語法と同様の意味です。

この特性は、利益を迂回してキャッシュ・フローを予測することの合理性を根幹で支えているものと理解しています。逆に言いますと、これが失われますと、利益を介してキャッシュ・フローを予測することの合理性は根底から覆されてしまいます。リサイクリングの必要性は、この観点から議論する必要があると考えております。言い換えれば、リサイクリングを伴わない純損益とは、外形上類似しているものの、キャッシュ・フロー予測への貢献という点で決定的に異なるという事実認識に基づき議論を行う必要があると考えております。

**小賀坂** 鶯地理事、リサイクリングについて コメントいただけますでしょうか。

**鶯 地** まさにおっしゃられたとおりで、将来キャッシュ・フローの予想という観点からは、リサイクルしてクリーン・サープラスを保つということは非常に大事であるということになると思います。その一方、先ほどから出ている話で、期間損益のレリバンスということを考えたときに、どの期の損益とするのが適切か証

明できない場合があると思います。これまで過去 10 年近い議論で出てきていたのは、やはりレリバンスのないノイズとなる情報を純損益と入れることに対して、投資家がすごく抵抗感を示しており、彼らがそのような情報を調整して使っていることをどう考えるかということです。

この点に関しては、個人的には、レリバンスを単年度でなく複数の期間で考えて、その複数の期間にまたがってレリバンスがあるのであれば、その複数の期間で償却するという形で平準化すること自体は、レリバンスという観点からは何ら問題はないと思っています。

ただ、秋葉賢一先生(早稲田大学大学院会計研究科教授)の本(エッセンシャル IFRS)にも書いてありましたけれども、何が適切なリサイクルのタイミングなのかということを考えるのが基準設定主体の仕事だろうと思います。ですので、レリバンスな期間対応ができないから、ノンリサイクルとするのは消極的な判断であって、本来やるべき仕事を放棄しているということになりますから、きちっと考えなければいけないと思います。そういう意味でも、今回の反証可能な仮定にしたというのは、より基準設定主体、つまり IASB 自身に対して、より高いハードルをかけているということになりますから、そういう意味では方向性としては良いのだと思います。

小賀坂 ありがとうございます。ASBJがリサイクリングを主張するときに、昔から疑問が投げかけられているのは、株式の売却損益をリサイクリングして利益に計上するのはノイズではないかということです。すなわち、株式の売却損益をリサイクリングして当期純損益に計上しても、それは将来キャッシュ・フローの予測には何も役に立たないのではないかとの主張をよく聞きます。そういった情報をなぜ純損益に計上する必要があるのだということを、何度も



問いかけられてきています。その点について、 米山先生、コメントいただけますでしょうか。

米 山 これはまさしく先ほどお話しさせて いただいた、個別項目に関する会計処理が利益 計算システム全体のレリバンスに及ぼす影響に 関わる問題といえそうです。政策投資株式に係 る最終的な売却損益のままでは問題の本質がみ えにくいかもしれませんので、ここでは同根の 問題として有形固定資産の除却損益を取り上げ ます。いま、ある有形固定資産の耐用年数を見 誤っていたとします。実際よりも長く見積って しまった耐用年数に基づき減価償却を行ってい たとすれば償却不足が生じ、それが除却損失と 結びつきます。

この除却損失は、確定しているキャッシュ・ フローに関する期間配分の手続から導かれてき たものですから、除却損失の大きさ自体にはレ リバンスを期待できないかもしれません。しか し、仮にレリバンスを見出せないという理由で 除却損失を純損益の構成要素から除いてしまう と、利益の総額とキャッシュ・フローの総額と が食い違うこととなり、利益を介したキャッ シュ・フロー予測の合理性が失われることとな ります。

また除却損失を純損益から除いてしまうと、 見積りを誤った結果、純損益に過少な償却負担 しか反映されていない事実がいつまでも明らか になりません。言い換えると、除却損失を純損 益に算入することによって「費用計上額に係る 誤差はやがて解消され、投資期間の全体を通算 した費用・損失の総額は回収すべき投下資金に 一致する」関係が保証されることとなります。 そうであれば、たとえ除却損失自体に十分なレ リバンスを期待できないとしても、適切な性質 の保証を通じて純損益の計算システム全体のレ リバンスを高め得ることから、除却損失の純損 益算入は合理的なこととなります。同様の議論 は政策投資株式についても成立しますから、政 策投資株式の評価損益についても処分時におけ る純損益算入が論拠づけられることとなりま す。

小賀坂 この点、川西ディレクターからコメ ントいただけますでしょうか。

川 西 概念フレームワークは、財務報告の 目的は、将来キャッシュ・フローを予測する上 で有用な情報を提供することであるとした上 で、財務情報に予測価値、確認価値又はそれら の両方を有する場合に、レリバンスがあるとし ています。

売ったという事実、キャッシュが入ってきた という事実に関する情報は、確認価値があり、 したがってレリバンスがあると思いますが、こ の確認価値がそれほど重視されていないように 思います。

# 測定基礎の選択

小賀坂 測定基礎の選択について、これまで の暫定決定とその背景について、川西ディレク ターから説明していただきましょうか。

川 西 これまでの暫定決定では、まず、財 務報告の目的、有用な財務情報の質的特性及び コストの制約を考慮した場合、すべての資産及 び負債の測定に単一の測定基礎を用いる可能性 が低いとして、いわゆる全面公正価値会計を否 定し、いわゆる混合属性モデルを支持していま

測定基礎の選択に当たって考慮すべき要因に は、資産又は負債の特性と将来キャッシュ・フ ローに寄与する方法が含まれています。将来 キャッシュ・フローに寄与する方法は、企業が 行う事業活動、ビジネス・アクティビティに よっても左右されることがあるとされていま す。また、測定基礎の選択に当たっては、貸借 対照表と損益計算書に表示される情報の性質と

レリバンスを考慮することとされており、先ほ どご紹介したように、貸借対照表において用い る測定基礎と純損益の算定に用いる測定基礎が 異なる場合があることが確認されています。

**小賀坂** この暫定決定に対する ASBJ の考えを紙谷ディレクター、お願いします。

紙 谷 測定基礎の選択は、純損益に関する 議論と密接に関連していると思っておりまし て、その意味では両者を切り離すことなく検討 すべきだと思っています。その観点から、概念 フレームワークにおいて、測定基礎の選択と純 損益の定義について、一貫した説明があるべき だと思っています。

測定基礎の選択について、我々としては、投資の性質で使い分けるべきと考えており、具体的には、事業投資なのか金融投資なのかによって決定すべきと考えています。原則として、財務業績の報告の観点からは、事業投資については公正価値ベース、金融投資については公正価値ベースで測定されると考えています。これはIASBのキャッシュ・フローに寄与する方法により測定基礎を選択するということと類似している面があると思っております。この点、今後、概念フレームワークの公開草案が公表された段階で、この事業投資、金融投資という考え方について、さらに意見発信していきたいと考えています。

小賀坂 昔から ASBJ が主張している投資の性質に応じた測定と、今回 IASB が提案しているキャッシュ・フローに寄与する方法というのは似てはいますが、公開草案では、具体的な測定基礎の選択については詳細に記述しないことを IASB は暫定決定しており、我々としては、考えていることが同じかどうかというところが気になっています。

これらの点について、徳賀先生、コメントい ただけますでしょうか。

徳 賀 両者が同じ方向で議論できるように

なったことは大きな前進と思います。まず、外 形基準ではなく、実質基準に基づいた金融投資 =公正価値評価と事業投資=コスト評価という 分け方は、理論的に明確であるだけでなく、多 くの実証研究によって裏付けられています。 IASB のキャッシュ・フローに寄与する方法に よる二分類が具体的にどのようなものかは必ず しも明確ではありませんが、コスト・ベースの 測定と現在価値ベースの測定に分類されるとい うのは、事業投資・金融投資の2区分との類似 性を期待できます。ここで、現在価値ベースと いっているのは、活発な市場で得られる公正市 場価値、活発な市場を想定した Mark to Model による測定値、アームスレングス価値、及び使 用価値はいずれも現在価値の現象形態だから、 現在価値ベースというまとめ方は理論的に妥当 と考えています。しかし、測定主体が異なり、 測定値の硬度や信頼性も異なりますから、許容 可能な信頼性の程度等に関する合意がなけれ ば、具体的な会計基準のところでは大きな意見 の相違を生む可能性もあります。また、事業投 資に分類される項目には多様なものがあります ので、コスト・ベースを原則とするとしても、 具体的な会計基準のところでは意見の相違が顕 現するかもしれません。

**小賀坂** ありがとうございます。米山先生、 いかがでしょうか。

\* 山 2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパーは、資産や負債のキャッシュ・フローへの寄与をどのような視点から捉えるのかという点に関する明確な記述を欠いていたと記憶しています。その結果、そこでは暗黙のうちに「キャッシュ・フローへの寄与は1つの項目について1つしか想定できない」という前提が置かれていたように思います。鶯地理事や川西ディレクターのご説明によりますと、いまでは資産や負債のキャッシュ・フローへの寄与については、複数の視点を想定し得るとい



う前提に立って議論が進められているようで す。これは ASBJ が以前から主張してきたこ とですから、測定基準の選択に関する IASB と ASBJの議論は、その限りにおいて均質化が進 んだようにみえます。

とはいえ、IASB と ASBJ とが同一の「会計 観 から「複数の寄与を想定し得る」と主張し ているのかどうかについては、慎重な検討が必 要であるように思います。損益計算書における 財務業績の把握に主眼を置く ASBJ が「キャッ シュ・フローへの寄与しという場合、そこで想 定されているのは、主として「成果を実現させ るために経営者が実際に採択した投資行動に基 づく寄与」と考えられます。そうであれば、そ れとは異なる「もう1つの寄与」は、「採択し ようと思えばできたが、実際には採択されてい ない (採択されなかった) 投資行動に基づく潜 在的な寄与(典型的には売却処分によった場合 の寄与)」となります。「複数の寄与」をこのよ うに解釈する場合、複数の評価基準を使い分け るのは、「代替的な投資行動に基づく潜在的な 成果を、実際に採択された投資行動に基づく実 現した成果とは別に示す必要が生じる場合」と なります。これに対し、IASB が公表している 資料においても「複数の寄与」がどのような ケースで起こり得るのかに関する記述はみられ ますが、いまのところ ASBJ ほどには視点が 定まっていないように思えます。せっかくの機 会ですので、この問題に関する IASB の基本的 なスタンスを鶯地理事に伺ってみたいと願って います。

**鶯 地** そこは特定の理事と深く議論をした ことがあるのですけれども、やはり、最終的に コンビネーションで、ビジネス・モデルあるい は金融投資、事業投資との違いと深くかかわっ てくると思うのです。特に難しいのは、やはり 株で、株というのは2つの側面があって、純然 たる流動性の高いほとんど現金と近いような金

融商品という側面もありますし、それから、全 く自分のハンズオンの事業に近い子会社、100 % 子会社の株ということもあるわけです。事 業投資の株は、連結、あるいは影響力のあるも のであれば持分法という形になるわけです。た だ、持分法でもない株式というのは、今の位置 づけだと、基本的には金融商品会計の範疇に 入ってしまいます。金融商品会計において株式 というのは、日本の場合、政策目的という特殊 な目的があるのですけれども、基本的には、い つでも現金に変えられる金融商品であり、ま た、いつでも取得可能な金融商品であるとみな されます。その場合、株を売ったことと、それ から、売って買い戻すということは同時に起こ り得る話ですので、特に機関投資家などをモデ ルに考えると、現金でキャッシュを置いておく ということは基本的には考えないので、再投資 せざるを得ません。再投資をせざるを得ないと いうことで、トレーディング的な株式運用をし ているのであれば、常に公正価値で評価をし て、それで見ていくというのが基本的な考え方 なので、そういうところでリサイクルで利益が 出るというのは、やはり、恣意性が高くなるた め、FVTPL が一番良いという考え方になりま す。ですから、株に関しては、FVOCIでもな く、原価でもなく、FVTPLでやっていくのが 一番妥当だということが基本的なコンセンサス なのですね。

株に関しては、FVTPLで、では、なぜ負債 性金融商品は FVOCI があるのかというと、や はり大きな違いは、負債性金融商品の場合は契 約上のキャッシュ・フローというのがあって、 最大限のキャッシュ・フローが決まっているか らです。それはタイミングだけの問題で、 キャッシュ・フローのリミットが決まってい て、損益というのも、金利で入ってくる金額も 全部含めて、はっきりわかっています。

一方、株式というのは、契約上のキャッ

シュ・フローがないものですから、これについ ては FVTPL が一番良いという考え方なので す。ところが、一方、日本の政策保有目的株と いうのは、やはり、そうはいっても純然たる金 融商品とは違うものがあるから、これはいきな り評価損益を P/L にヒットさせるとボラティ リティーが高くなり過ぎるので、それを一時退 避しましょうということで OCI を使うという ことかと思います。しかし、それにリサイクル を認めてしまうと利益操作ということになるの で、リサイクルしていないというのが現状で す。ただ IASB もこれを全然良いとは思ってい ないのです。何が一番良いのかということを突 き詰めて議論をするとしたら、果たして株式の 会計処理として連結か、金融商品かという、こ の2つのモデルだけで良いのか、その中間的な モデルがあるのではないかというような議論を しないと、なかなか結論が出てこない。これは 基準レベルの話になりますから、概念フレーム ワークの中で単純には解決はできません。何が 申し上げたいかというと、いわゆる測定属性と いうこととリサイクルと、あるいはビジネス・ モデルというのは、ある意味、三位一体的なと ころがあります。いわゆる持っている商品の性 質だけで、その測定を考えるのか、そうではな くてビジネス・モデルで測定を考えるのか、で は、その測定を考えたときに、その測定という タイミングも含めて、レリバンスというのは何 なのだということを考えなくてはいけません。 例えば、実現したときと保有しているときで、 また話が違うわけで、そういうのを全部考えな ければいけないので、非常に難しい問題ではあ ると思います。ただ、唯一言えるのは、株とい うものに関して、今の金融商品か、いわゆる子 会社、関連会社かという切り口で言えば、今は それしか切り口がないので、これは今の IFRS 第9号の範囲内では、現時点ではノンリサイク ルに置いておくしか手がなかったというのが現 実だということですね。

小賀坂 米山先生、いかがでしょうか。

米 山 現行の基準が公表されるに至った経緯に関するご説明は大変有益でした。ご説明を伺っていますと、この問題に関する IASB と ASBJ の議論は現時点においては必ずしもかみ合っていない、という印象を受けました。双方の議論をすり合わせていくためには、双方による継続的な努力が必要といえそうです。

小賀坂 金融商品、非金融商品という形だけで測定属性を決めることはしていないという点については、IASBも我々も同じと思います。同じ出発点に立っているとは思うのですけれども、個々の資産、負債について、どういう測定値が良いかということについては、やはり十分詰めていかなくてはいけないように思います。

少しお伺いしたいのは、我々は、財務業績についての測定値ということについては、多くの議論をしていますが、財政状態の測定についてどうあるべきかということについては、あまり議論を深められていません。要は、どういう場合に資産、負債の測定に公正価値を用いるべきか、ひいては、それが純資産の金額に影響しますが、米山先生からコメントをいただければと思います。

\* 山 難しいご質問ですので、お答えできることは限られます。財務業績に関する情報に基づき将来のキャッシュ・フローを予測し、企業の価値を評価するための手法は想定できますが、貸借対照表に記載されているストックの公正価値情報だけに基づき企業価値を評価する手法の想定は困難だからです。ストックの情報から企業の価値を直接評価するのが困難であれば、ストックの公正価値情報には意思決定モデルにおける直接的なインプット以外の役割が期待されていることになります。おそらくは財務業績に基づき企業の価値を評価するモデルを何らかの形で補足する役割、あるいは補完する役



割が期待されているのでしょう。ただ、どのよ うなケースで、なぜ公正価値情報による補足や 補完が意味を持つのかという点に関するコンセ ンサスが得られているとは思えません。ご質問 に正面から答えるために必要な意思決定モデル はいまだ開発途上にあるのではないかと感じて います。

小賀坂 今の点について、もし、徳賀先生、 ご意見があればお願いします。

徳 賀 先ほどの繰り返しになりますが、公 正価値評価するものとしないものの線引きも、 またする場合にその評価損益を期間損益に算入 するものとしないものの線引きも、世界で誰も 明確に示せていないと思います。そのような意 味で、ASBJが主張してきた金融投資と事業投 資という分け方は、公正価値評価をしても期間 損益に含めないという項目をなくする有力な方 法と思いますので、IASB でも是非再検討して ほしいと思います。

ただ、先ほどお話ししましたように、金融投 資と事業投資という投資の性質に着目した二区 分方式で行きますと、金融投資に分類された項 目が広い意味での現在価値評価をされる際に 様々な方法があり得るので、その中で何が適切 かを決める方法を明らかにしなければならない でしょうし、事業投資に分類されるであろう無 形価値への投資は、当初認識以降でどのように 測定すべきなのか、又は各期間の利益計算に配 分していくべきなのかについて必ずしも明確で はありません

また、ある一定の理論によって、あるべき測 定属性値というのがかなり明確になったとして も、例えば、のれん価値というのは、必ずや減 価していくけれども、線形的に減価していくの ではないというような理論的な説明があったと しても、では、うちののれんはこういうカーブ で減価する、うちのはこういうカーブだと、い ろいろな曲線が引けることになります。そうい

う場合には、裁量の余地が大きくて、経営者の 機会主義的な裁量行動に利用されるからだめだ (だから、会計基準としては、規則的償却を要 求する)というような、少し実践的な次元での 検討が加えられないと会計基準として使うのは 難しいと思います。この問題は、難しいのです が、「泣き別れ問題」を解消していく上でも、 今後、ビジネス・モデル(又は、ビジネス・ア クティビティ) によるストック評価の展開を期 待しています。

### 意見発信の意義、困難さ

小賀坂 ありがとうございます。それでは、 次に進みます。純損益に関する議論について は、ASBJから積極的な意見発信を行ってお り、2013年12月のASAF会議では、アジェ ンダ・ペーパー「純損益/OCI 及び測定」を 提出し、議論を牽引いたしました。また、2014 年5月にはショート・ペーパー・シリーズ第1 号「OCI は不要か?」を公表しました。紙谷 ディレクターから、ASAF 会議におけるペー パーの内容について説明していただけますで



ASBJ 副委員長 小賀坂 敦氏

しょうか。

紙 谷 ASAF ペーパーでは、包括利益、 純損益、OCI の定義、純損益の特徴、リサイクリングなどに関する ASBJ の見解を説明し ております。

まず1つ目の包括利益、純損益、OCIの定 義については、仕組みの観点から説明していま す。包括利益、純損益、OCIが計算構造上ど のように算出されるかという観点から説明して おり、包括利益は企業の財政状態の報告の観点 から目的適合的な測定基礎により測定された資 産、負債の増減から導かれるとしているのに対 し、純損益は、企業の財務業績の報告の観点か ら目的適合的な測定基礎により測定された資 産、負債の増減から導かれると説明していま す。ここで、包括利益と純損益が異なる場合に は、両者をつなぐ連結環として OCI が使用さ れるとしています。包括利益と純損益の差は、 本質的には時期の差ですので、概念上は全期間 の純損益の累計額と全期間の包括利益の累計額 が一致すると考えています。

次に、純損益の特徴については、仕組みというよりは、純損益の性質から説明しています。ここでは、包括的 (all inclusive) と不可逆という2つの考え方を使って説明しています。この2つの考え方については、後ほど、もう少し詳細に説明させていただきたいと思っています。

次のリサイクリングについては、先ほどから 出ている議論のとおりです。こちらについて は、関連する資産、負債の認識の中止などが行 われる場合には、必ず仕組みとしてリサイクリ ングされ、リサイクリングしない項目は存在し ないと考えています。

小賀坂 この ASAF ペーパーでは、純損益の特徴として、「包括的」と「不可逆な成果」を挙げています。 ASBJ では、従来から純損益について、「クリーン・サープラス」、「リスク

からの解放」などの用語を用いて、意見発信を 行ってきましたが、今回は、海外の方により受 け入れられやすいように「包括的 (all-inclusiveness)」、「不可逆的な成果」という用語を用い ました。

ただ、我々が主張している中でも、なかなか、こういった言葉についての理解を得られていないとも感じています。紙谷ディレクター、今まで聞かれている反論について、ご紹介いただけますでしょうか。

紙 谷 「包括的 (all-inclusive)」と「不可 逆な成果」という2つの考え方についてです が、まず、「包括的 (all-inclusive)」について は、国際的に説明している中で、ある程度、受 け入れられているのかなと思っております。本 年9月にフーガーホースト議長が日本に来て講 演されたときも、「包括的 (all-inclusive)」と いう考え方については、かなり共感するところ があるというような発言をされております。た だ、先ほどから話に出ているように、この「包 括的 (all-inclusive)」という言葉が、OCI を使 用せずに、当期に発生したすべての費用、収益 が、その期間で認識されると誤解を受けている 感があります。この点については、すべての取 引事象がどこかの会計期間で必ず純損益に認識 されるという趣旨であることを、追加的に説明 していかなければならないと思っています。

一方、「不可逆」については、国際的に説明 している中ではさらに難しい面があります。

この不可逆という考え方自体は、我々が従来から主張してきた「リスクからの解放」とコンセプト的には同じですが、これまで「リスクからの解放」について国際的になかなか理解されなかったので、今回は「不可逆」という用語を用いて、企業の事業活動に関する不確実性の減少に着目して説明しようとしています。投資した時点では期待どおりに成果を生むかどうかに関して不確実性が高いのですが、ある程度、事



実関係が進んできたところで、もうここまで事 実関係が積み上げられれば、成果として元に戻 ることはないという不可逆な時点を捉えて純損 益に認識するという考え方です。ただ、ASAF 会議で説明した際には、有形固定資産の減損の 戻し入れはどのように説明するのかなどの指摘 を受けました。現在、指摘されている有形固定 資産の減損の戻し入れなどについてどのように 追加的な説明を行うか検討しているところで す。

小賀坂 この点について、徳賀先生、コメン トをいただけますでしょうか。

徳 賀 私はもともと損益計算書と貸借対照 表の実質的連携(泣き別れのない状態)が望ま しいと考えていますので、公正価値評価が望ま しいと考えられる項目の評価損益は純利益に算 入されるべきであり、それによって純利益の価 値が毀損されるのであれば、公正価値評価すべ きではなく、公正価値情報は注記、その他の情 報として開示すべきと考えています。しかし、 どうも IASB や FASB では、純利益ベースで ストックの評価を決めることに反対の方が多い ようですので、われわれには純利益の必要性に 加えて OCI の必要性も主張し、その根拠を示 さなければならないと思います。

現在の ASBJ のやり方では、構成要素の1 つとしての純利益を理解してもらうのがなかな か難しいかもしれません。ASBJ の概念フレー ムワークの説明の仕方もそうなのですけれど も、純利益は包括利益の中で一定の条件を満た したものだという説明です。とすると、計算の 途中経過や一部なので、構成要素としてあえて 定義をする必要がないという IASB の現在の結 論を変えることは難しいのではないでしょう か。必要なのは、2つのボトムラインがあると いう明確な主張です。損益計算の視点からいっ て望ましい利益概念は純利益であり、財政状態 計算書の視点から望ましいと考えられる利益概

念は包括利益であると。この2つのボトムライ ンが重要なのですよという言い方をしないと、 IASB は包括利益計算の一部だという位置づけ を変えてくれないのではないでしょうか。もち ろん、一部としての位置づけであっても、情報 次元での必要性は満たしていますけれど…。

**小賀坂** ありがとうございます。米山先生、 いかがでしょうか。

米 山 ASBJのみなさまはもともと「期待 から事実への転化し、あるいは「投資のリスク からの解放しという概念を用いてみずからの会 計観を伝えようと試みたものの、首尾良い成果 が上げられなかったことから、異なる用語で再 度説明を試みた、という経緯は理解しておりま す。ただ残念ながら、言葉の置き換えによって 本来伝えようとしていたメッセージが伝わりに くくなっているのではないかという印象を受け

そうであれば「正攻法」に立ち返り、当初用 いていた「期待から事実への転化」あるいは 「投資のリスクからの解放」などの概念に関す る海外の市場関係者による「誤解」を解くため の手段を再検討する必要があるのではないで しょうか。

仮に言葉の置き換えという戦略自体は変えな いのであれば、「不可逆性」「包括性」などの キーワードがどのような文脈で用いられている のか、という点に関してさらに積極的な意見発 信が必要であるように思います。これらはもと もと純損益が備えるべき抽象的な特性として用 いられています。にもかかわらず海外における 市場関係者の関心は「不可逆的な成果といまだ 可逆的な成果とを客観的に識別するためにはど のような尺度を用いるのかし、あるいは「そも そも不可逆的な成果と可逆的な成果とを客観的 に区分し得るのか」という点に寄せられている ようです。つまり ASBJ としては「投資家ら の意思決定にとって有用たり得る利益は、不可 逆性や包括性などの特質を有していなければならない」といえるかどうかの議論を期待しているのに、実際の議論は「個別具体的な局面において不可逆性をどう解釈すればよいのか」などに集中しているようです。次元の異なる議論を試みている旨を粘り強く伝えることを通じて、海外における市場関係者の反応が変わってくることを期待しています。

# 今後に向けて

小賀坂 公開草案公表に向けた IASB ボード会議における議論もおおむね終了し、来年第1四半期には、公開草案が公表される予定です。最後に、今後の課題について、皆様から、一言ずつお聞かせいただけますでしょうか。

**鶯 地** 公開草案ですので、まだ何も決まったわけではありません。これから1年間議論しますので、皆さんからのコメントを受けて、より議論を深めていきますので、よろしくお願いします。純損益の問題に関しては、日本だけの最大関心事ではなく、世界中の作成者、投資家、規制当局あるいは基準設定主体も、一番関心を持っているところでございます。

純損益を定義できれば一番すっきりすることは間違いありませんが、純損益の定義がなければ、概念フレームワークとして骨格をなさないのかというと、私は、必ずしもそうではないて、かなり良い線まで来ているのではないかなと思います。ですから、今後議論していただくと思います。ですから、今後議論していただくという議論をしてしまうと、せっかれるところが逆に見落とされてしまうと思います。純損益がないからだめなてたということで、そもそも日本の会計基準とは本質的に違うのだとか、あるいは考えが受け入れられないという変な議論になってしまうこと

を懸念しています。日本の会計基準の根本的な考え方と IASB とで全然違わないといったらいい過ぎかもしれませんけど、求めているところはかなり一緒だと思いますし、IASB ではデュー・プロセスを経て真剣にこれだけのボリュームの議論をしているにもかかわらず、単に純損益の定義がないというだけで、IASB はけしからんというような議論に短絡的につながってしまう危険を感じています。日本の議論もこれだけ取り入れられているわけですから、もったいないことにならないようにしていただきたいと思います。

**小賀坂** 徳賀先生いかがでしょうか。

徳 賀 私は、もう1度、ASBJでペーパーをつくり直すことができるのであれば、2つ課題があると思っていまして、1つは、先ほどから主張しているように、包括利益の途中経過として、又は区分手法としての純利益の位置づけではなくて、2つのボトムラインのうちの1つだという説得的な説明をすることです。

もう1つは、この間のASAFペーパーでは、 測定属性との関係が必ずしも明確に示されてい なかったので、単一属性モデルにおける純利益 の定義ではなく、混合属性モデルにおける純利 益の必要性について整合的な説明を提示する必 要があると思います。この2つが現在の課題で はないでしょうか。

**小賀坂** ありがとうございます。米山先生、 いかがでしょうか。

\* 山 純利益情報の要否やその測定・開示手法をめぐるこれまでの議論では、妥協点を見出すための努力が十分に行われてきたとは言い難く、むしろ自国の主張を通すための政治的な駆け引きに多くの関心が寄せられているように思います。一方が他方を説き伏せる形での決着は困難ですから、こうした状況では「かみ合わない議論」が長期にわたって続くこととなります。それは当事者のすべてにとって不幸な事態



と考えられます。もしいったん「相手の説得」 から離れ、それぞれ相手の土俵に立って考える 場を設け、議論がかみ合わない原因の究明に努 められれば、そのことを通じて相互理解が深ま るのではないでしょうか。「かみ合わない理由」 に関する相互理解が促進されれば、それが純損 益に関する問題の解決に資するのではないかと 期待しています。鶯地理事には、ぜひ、そうい う場の設定をご検討いただきたいと思います。

**小賀坂** 川西ディレクター、いかがでしょう か。

川 西 IASB は、概念フレームワークにつ いて、比較的短期間で結果を出すことが重要で あると考えています。冒頭、鶯地理事からご説 明がありましたように、ディスカッション・ ペーパーにおいて扱っていた一部の論点につい ては、ほかのプロジェクトに移管しています。 具体的には、負債と資本の区分に関する一部の 論点は、資本の特徴を有する金融商品に関する リサーチ・プロジェクトに移管していますし、 表示及び開示に関する一部の論点は、開示に関 する取り組みといわれるプロジェクトに移管し ています。これらの論点の中には、純損益の考

え方や、損益計算書における純損益の表示方法 に影響を与える可能性のある論点が含まれてい ると認識していますので、概念フレームワー ク・プロジェクトの動向だけではなくて、これ らのプロジェクトの動向も注視する必要がある ように思います。

小賀坂 紙谷ディレクター、いかがでしょう か。

紙 谷 我々としては、継続的に純損益に関 して意見発信してきたのですが、現在までの暫 定決定には、一定程度、我々の意見が反映され ていると思っております。その一方、まだ十分 に我々の意見を伝えきれていないところもあり ますので、今後も継続的に意見発信を行ってい きたいと思っております。

小賀坂 皆さま、大変貴重なご意見ありがと うございました。

これで本日の座談会は終了したいと思いま す。誠にありがとうございます。

(この座談会は平成26年11月5日に開催され t- ()